

○松江市スポーツ推進審議会規則

平成30年3月30日

松江市規則第41号

(趣旨)

第1条 松江市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関しては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び松江市スポーツ推進審議会条例（平成17年松江市条例第157号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、かつこれを主宰する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ課において行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日松江市規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。